

— I —

目的と位置づけ



Fukushima City

I 目的と位置づけ

1. 計画策定の背景

福島市都市マスタープランは、概ね20年後の将来都市像を想定し、平成12年に策定されていますが、策定から15年以上が経過しており、近年の人口減少や少子高齢化社会の本格的な到来、東日本大震災などに伴う新たな課題が発生し、本市を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しています。

このような状況を乗り越え持続的な発展を続けていくため、福島市都市マスタープランを見直し、本市の新たな都市計画の方針策定が必要となっています。

見直しにあたっては、上位計画である福島市総合計画後期基本計画、福島市国土利用計画、県北都市計画区域マスタープランに即し、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、県都福島市の都市計画に関する基本的な方針を定めます。

2. 都市マスタープランの目的・役割

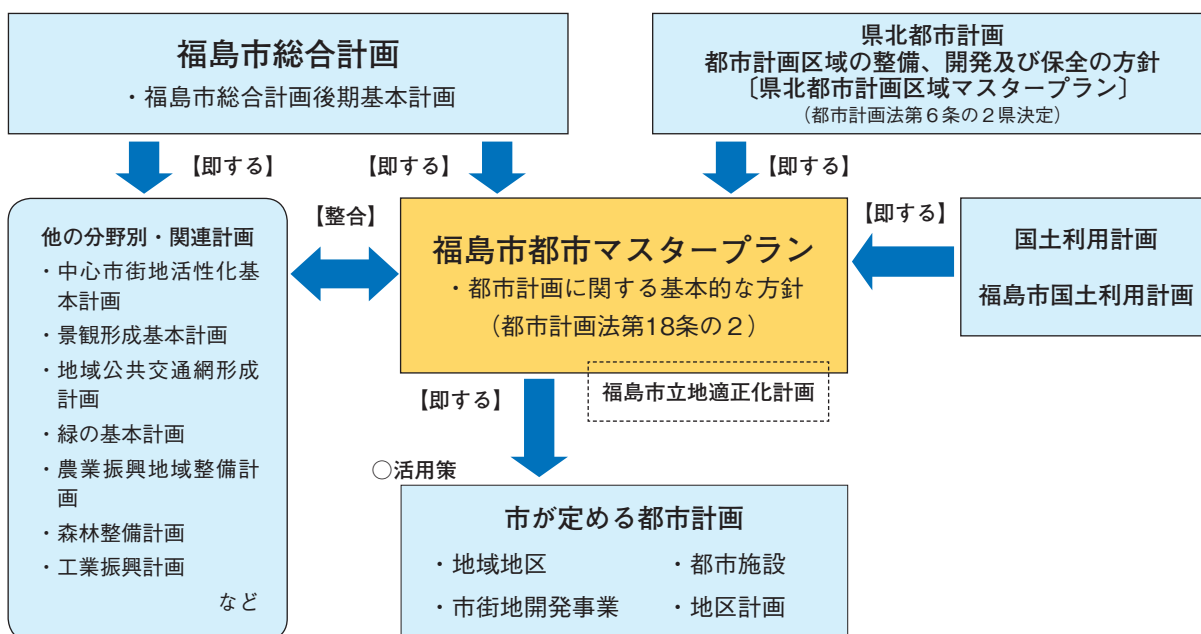
都市マスタープランは、都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村で策定することが義務づけられています。

市町村の都市計画は、この都市マスタープランに即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後の都市づくりの根拠となる、重要な指針となるものです。

総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備（道路、公園、河川、下水道等）、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

また、良好なまちづくりを実現していくためには、市民と行政の協働によるまちづくり活動の実践と、そのための将来ビジョン・目標の共有化が重要となります。都市マスタープランは、そのための指針としての役割も担うものです。

【計画体系における福島市都市マスタープランの位置づけ】



3. 計画の対象区域

都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであるため、原則的には都市計画区域がその対象区域となります。

しかし、市域の約7割が都市計画区域外である本市においては、都市づくりに関する基本的な方針を総合的に定めるため、全市域を本方針の対象区域とします。

本計画の対象区域は、都市計画区域を中心としつつ、市全域を対象とします。

4. 計画の目標年次

計画の目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、まちづくり及び都市計画の基本的方向を定めるものとします。

計画の目標年次；平成49年度（概ね20年後）

5. 都市マスタープランの構成

本都市マスタープランの構成は、以下のとおりです。

